

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第 1 項及び労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づいて、J M I T U 通信産業本部から、以下のとおりストライキ等の争議行為を行う旨の通知がありましたので、同令同条第 4 項の規定に基づいてお知らせします。

1 開始日

令和 8 年 3 月 9 日以降

2 場所

上記組合の組合員が従事する別記の職場

3 要求事項

賃金引上げ等

令和 8 年 3 月 6 日

厚生労働大臣 上野 賢一郎

別 記

株式会社ネヌ・ティ・ティ・エムイー（宮城県）、株式会社 N T T データグループ（東京都）、N T T ビジネスソリューションズ株式会社（岐阜県、静岡県、愛知県、大阪府、兵庫県、香川県）、株式会社 N T T マーケティングアクト P r o C X（大阪府）、N T T 西日本ビジネスフロント株式会社（兵庫県）、株式会社 N T T フィールドテクノ（兵庫県）、N T T 西日本株式会社（福岡県）